母子手帳アプリを導入しました

出産や子育てにご活用ください。

アプリ名 母子モ 「あななん子育てアプリ」

登録利用料 無料

利用可能な機能

- ・阿南市の情報配信機能
- ・妊娠期、子育て期の各種健診の記録機能
- ・予防接種のスケジュール機能等

ダウンロード方法

「母子モ」で検索するか、右記の2次元コードを読み取って アクセスしてください。







問い合わせ 保健センター ☎22-1590

阿南市子育て世帯独自応援金を支給します

平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する方で、所得制限により昨年実施した「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人につき10万円)」の支給を受けていない方のうち、一定の要件を満たす場合、阿南市子育て世帯独自応援金(児童1人につき10万円)を支給します。(他市町村から臨時特別給付金またはそれに準ずる給付金を支給されている方は対象外です。)

支給対象者

以下の①から③のいずれかに該当する方

- ①令和3年9月分の児童手当特例給付(児童1人につき5,000円/月)の受給者、かつ、令和4年度の児童手当本則給付(児童1人につき10,000円/月または15,000円/月)の受給者
- ②令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童の養育者で、令和3年度の児童手当特例給付の受給者、かつ、令和4年度の児童手当本則給付の受給者
- ③令和3年9月30日時点で阿南市に住所を有し、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童の養育者で、令和2年中の所得が児童手当特例給付受給者の所得額に相当する方、かつ、令和3年中の所得が令和4年度の児童手当本則給付受給者の所得額に相当する方

児童手当の所得制限限度額(令和3年度分)

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円) ※所得額がこの額以 上であれば特例給 付受給者になる。	収入額の目安 (万円)		
0人	622	833.3		
1人	660	875.6		
2人	698	917.8		
3人	736	960		
4人	774	1002		
5人	812	1040		

支給対象者の令和2年中の所得額が上記の表の所得制限限度額以上であり、かつ、令和3年中の所得が上記の表の所得制限限度額未満の方が支給対象です。(収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で確認します。)

支給手続き

◆支給対象者①または②に該当する方(公務員の方のぞく)

応援金は、申請不要で受け取れます。

10月に児童手当を支給している口座に振り込みます。10月初旬までに、案内通知を送付します。

◆支給対象者③の方・公務員で①または②に該当する方その他申請が必要な方 応援金を受け取るには、申請が必要です。(申請受付開始は9月中旬以降を予定) 詳細は、市ホームページでご確認ください。

問い合わせ こども相談室 ☎22-1677

「EARTH ŠHIP PARTNER ANAN」を募集します!



[EARTH SHIP PARTNER ANAN] エスパ ESPA" とは

海洋環境の保全・美化活動および環境啓発・教育活動ならびに本市が推 し進める「阿南SUPタウンプロジェクト」を始めとする関係人口の創出・拡 大・深化に資する事業に対して積極的に関わる企業・団体・個人等を 「EARTH SHIP PARTNER ANAN」として登録し、官民協働で持続可 能な社会づくりを実現するとともに、地域や企業のブランディング、地域経 済の活性化等に繋げていくことを目的としています。

環境に配慮した活動をされている事業者の皆さま、 ぜひ"エスパ"に登録して地域ブランドの向上、自社の商品の価値向上に 向けて行政とともにチャレンジしてみませんか。

エスパ"の 登録要件

次の取組の内2つ以上参画すること

- (1)市および市と連携する移住支援団体等が主催する海岸・河川の清掃・美化活動
- (2)プラスチックごみ等の削減およびごみの海洋流出や不法投棄の防止に向けた啓発・実践活動
- (3)環境に配慮した製品、商品、サービス等の開発・販売
- (4) [EARTH SHIP CREW ANAN] 会員が来市した際の優遇措置等、特典サービスの提供
- (5)その他、「阿南SUPタウンプロジェクト」の推進を通した関係人口の創出・拡大・深化に繋がる活 動のサポート



SDGs診断サービスを受け、SDGs行動宣言を作成すること(令和4年度から追加)※ ※阿南市では、エスパ登録を受けた事業者の企業ブランド、価値向上を目的とし、SDGs(持続可能な社会づ くり)にひもづく事業展開を推進する手段としてSDGs診断サービス等を活用することとしています。

"エスパ" 登録の メリット

- ①官民協働で持続可能な社会づくりを実現しようとするパートナー意識の醸成が図られます。
- ②パートナー用のプレート(社名入り)を発行します。
- ③各事業所のSDGs 取組内容、SDGs 行動宣言を市ホームページで公表することにより、事業所 の認知度の向上を図ることができます。
- ④市外で開催される阿南市への移住者向け相談窓口等さまざまな場面にてPRされることにより事 業所の認知度の向上が図られます。
- ⑤阿南市版ふるさと納税の返礼品調達事業者としてエントリーすることができます。



エスパ"登録事業者への登録制度改定説明会



海岸の清掃・美化活動

SUSTAINABLE GOALS













"エスパ"登録申請・問い合わせ ふるさと未来課 ☎22-7404

をも ことと存じます。 ま盛 て、 すご清祥にてお過 夏 ま の つ て教育 私こと、 候、 し 皆 教育長在は さまには 去る6 ごごし 任任月 ま

南

市

0)

ま

すますの

いせん。

よりお祈り申し上

たしま

前教育長

稲村

健



退任ごあいさつ

在任中は、新型コロナウスとを願ってやみません。たちを守るために最大限のたちを守るために最大限のなりを重ねてきたことを心強く、誇らしく思っておりながら、きないながら、会経験則を生かしながら、今経験のの姿勢で臨まれる。これまで積んできた。ことを願ってやみません。 話中 な、 9, ました。 公私 めの姿勢で臨まれるとれまで積んできただらしく思っておりまれてきたことを心里ねてきたのできたりながら、今 仏ともに 誠 にあ 大変 ŋ れますが、 が だも とう お

申し上 ま 卜 さ て、 ら教っ すご健勝 夏 の を受け取り、7日稲村前教育長。 一げます。 育長 候 くを務 の皆 Iさ ま ことと のめて 7 月 に ぉ は か 1 慶 ま

新教

育長

坂本

和



就任ごあいさつ

てま よれとしよし コ 6 ま す精 口小 徒 よし 月 かく阿南市教育に出積しておりませと教育行政をめぐ にや教職 の幸福 中学校再 いりました。 て阿南第 杯取り組み まで 本 スロ きみ 似り組んでまいり個を実現するため そして、 どうかよろし 負 予教育行政の 以をめぐる現れる感染症は 1 よし 、と共に活 中学校で「 ガン 任 ₉るため のもと、 かれも 崩 ま 課 対新 ...動 校 ŋ 進と題策型

8月のマイナンバーカード出張申請窓

マイナポイントを受け取るためには、マイナンバーカードを令和4年9月末までに申請していただく必要があります

し上げま

市民生活課では、随時、マイナンバーカードの申請ができますが、6月~9月までの期 間は指定日に住民センターや公民館でもマイナンバーカード申請のための無料の写真撮 影、申請サポートを行います(予約不要)。 お近くの方はぜひご利用ください。



※9月は那賀川・羽ノ浦・伊島・富岡・中野島・見能林で出張申請窓口を開設予定

時間 9:30~11:30

6日生 新野住民センター 福井住民センター 20日(土)

椿住民センター 27日(土) 椿泊連絡所

行政書士会による申請サポート

時間 10:00~15:00

23日(火)、24日(水)

9日(火)、10日(水) 加茂谷公民館 研修室 16日(火)、17日(水) 大野公民館 会議室 18日休)、19日金 長生公民館 会議室 桑野住民センター

25日休、26日金 橘公民館 青少年女性研修室

宝田公民館1階 30日火、31日炒 研修室

持参物

- ①2次元コード付き個人番号カード交付申請書(お持ちの方)
- ②本人確認書類(運転免許証等の顔写真付き書類なら1点、 健康保険証や年金手帳等の顔写真なし書類なら2点)
- ※宝田公民館の場合は、①②の両方を必ずお持ちください。

申請から受け取りの流れ

マイナンバーカード申請 申請場所 市民生活課や出張申請会場



約3週間後

市民生活課でカード受け取り



カード受け取り後

市民生活課でできること

- ・パスワードの再設定 ・電子証明書の更新
- ・マイナポイントの申込支援
- ※マイナポイントの申し込みについては電話で 予約をしてください。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税(料)の減免について

令和4年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等に対する減免を実施します。要件等がありますので、市ホームページ、後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

国民健康保険税の問い合わせ

税務課 ☎22-1114

後期高齢者医療保険料の問い合わせ

保険年金課 ☎22-8064 または 徳島県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎088-677-3666

介護保険料の問い合わせ

介護保険課 ☎22-1793

国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金の適用期間を 9月30日金まで延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間が、9月30日 金までに延長されました。

国民健康保険の申請先および問い合わせ

保険年金課 ☎22-1118

※支給対象者、支給金額等については、市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度の問い合わせ

保険年金課 ☎22-8064 または

☎088-677-3666

※申請を希望する場合は、必ず事前にご連絡の上、申請してください。

令和4年度 介護保険負担限度額認定

施設サービス等を利用される際に負担していただく食費や居住費が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、申請により負担の軽減を図ります。

該当される方は、介護保険課の窓口で申請してください。現在、認定証を交付されている方も、8月以降引き続き減額を受けるためには、8月中の申請が必要です。

対象となるサービス

- ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス
- ●介護老人保健施設サービス
- ●介護療養型医療施設サービス
- ●介護医療院サービス
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ●(介護予防)短期入所生活介護
- ●(介護予防)短期入所療養介護
- ※ 「通所介護」「通所リハビリテーション」「グループホーム」 などの サービスは対象外です。

認定要件

- ○世帯の全員(世帯を別にしている配偶者を含む)が住 民税非課税
- ○預貯金等の資産の合計額(配偶者がいる人の場合、 配偶者との合計額)が

第1段階 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 第2段階 単身650万円、夫婦1,650万円以下 第3段階① 単身550万円、夫婦1,550万円以下 第3段階② 単身500万円、夫婦1,500万円以下

問い合わせ 介護保険課 ☎22-1793

ねたきり高齢者見舞金 支給申請の受付

支給対象者は、次の要件をすべて満たして いる方です。

- ▶令和4年4月1日現在において、年齢が満 65歳以上の方
- ▶令和4年9月1日現在において、市内に1年 以上居住している方
- ▶老衰等のため居宅で3カ月以上ねたきり状態にあり、今後もその状態が継続すると認められる方(施設入所または長期入院等対象外)
- ▶介護保険法の規定による要介護状態区分が要介護3から要介護5までの方、またはこれに相当すると認められる方

支給金額 6,000円(年1回)

申請方法 8月12日 金までにお近くの民生委員にお申し出ください。



問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

第3回

阿南市人権教育•啓発 市民講座

日時 8月23日火 14:00~15:30

場所 文化会館2階 研修室

演題 水平社100年 同和問題の現状と課題

講師 鮎喰教育集会所 主事 弘瀬正彰さん

※手話通訳あり

※マスク着用でご参加ください。

※新型コロナウイルス感染状況により、中止となる場合があります。中止となった場合は市ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

法律のことなら、なんでもご相談ください 無料弁護士相談のお知らせ

日時 ①8月29日月

②10月31日月

③12月26日(月)

14:00~16:00(1組30分まで)

場所 あなんパーソナル・サポート・センター

(富岡町玉塚21番地 里美ビル1階)

申込方法 あなんパーソナル・サポート・センターに お電話でご予約ください。(先着順)

※内容により、お受けできない場合があります。

問い合わせ

あなんパーソナル・サポートセンター ☎0120-928-764、☎24-8754 または生活福祉課 ☎22-1592

人権啓発標語・ポスターおよび人権作文を募集

同和問題をはじめとする女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権など、さまざまな人権問題の解決をめざす啓発活動の一環として人権啓発標語・ポスターおよび人権作文を募集します。

応募資格

阿南市民、阿南市内の事業所に勤務する方(以下「企業」という。)、阿南市内の学校に通学する児童・生徒

応募部門

【小学校】

- ①低学年(1:2年)部門
- ②小学校特別支援学級· 支援学校小学部低学年(1·2年)部門
- ③中学年(3.4年)部門
- ④小学校特別支援学級· 支援学校小学部中学年(3·4年)部門
- ⑤小学校高学年(5.6年)部門
- ⑥小学校特別支援学級・ 支援学校小学部高学年(5·6年)部門

【中学校】

- ⑦中学校部門
- ⑧中学校特別支援学級·支援学校中学部部門

【高等学校】

- 9高校•高専部門
- ⑩支援学校高等部部門

【一般】

⑪市民(企業・PTA会員・個人を含む)部門

応募規定

作品は自作、未発表で、ほかに応募していないもの に限ります。また、共同で制作した作品は応募できま せん。 標語・ポスター・作文ともに、1人につき各1点ま での応募とさせていただきます。

所定の応募総括表と応募用紙に記入の上、ご応募ください。ポスターは、四つ切り画用紙を使用してください。作文は400字詰原稿用紙を使用してください。小学生は3枚程度(低学年は2枚程度)、それ以外の方は4枚程度とします。ポスター・作文ともに、応募要項を参照の上、所定の用紙に記入し、ご応募ください。(応募用紙等は人権・男女共同参画課に備え付けています。また、市ホームページからダウンロードできます。)

応募締切日

9月2日金 17:00(必着)

審査方法および発表

審査会で最優秀・特選・入選を決定し、最優秀・特選 については、本人または、学校、企業等の人は所属す る団体に通知します。

表彰等

最優秀および特選に選ばれた作者には、人権フェスティバルで開催する表彰式で賞状および賞品の贈呈を行う予定です。また、人権作文の最優秀作品は表彰式当日に発表していただく予定です。なお、最優秀・特選作品は、市ホームページで紹介するほか、人権フェスティバル等での展示、人権教育・啓発資料や物品等に活用させていただきますので、留意の上ご応募ください。

地籍調査について



地籍調査が実施されて、土地の境界が明確になることによって、 次のような効果が生まれます。







① 災害時の復旧作業の円滑化

地籍調査の成果から作成した座標により境界 位置を復元できるため、迅速な災害復旧に役 立ちます。

災害復旧時に境界位置がわからない







② 境界争いなどの トラブル防止

土地の境界をめぐる トラブルの未然防止 に役立ちます。

隣との境界で意見の相違がある 相続した土地の正確な位置がわからない



③ 土地取引の円滑化

登記所地図と現況が一致するため、土地の売 買や分合筆などの円滑化に役立ちます。

測ってみると登記簿の面積と違った



④ 公共事業の円滑化

土地の境界確認作業が簡単にできるため、道 路などの整備の円滑化に役立ちます。

境界立会等で時間がかかり公共事業が進まない

橘町大浦地区の地元説明会を8月下旬頃に実施します。 日程が決まりましたら、案内通知を所有者または、相続人に送付します。

☆地籍調査!あなたの土地を再確認 いつの日か きっと役立つ この杭が! 地籍調査を円滑にすすめるために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 農地整備課 ☎22-1599

危険な空き家の除却を 支援します

現在使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅(木造または鉄骨造)の解体・除却費の一部(上限50万円)を補助します。

事前調査の申し込み

補助金交付の申請を希望される方は、事前調査の申し込みをしてください。

住宅の不良度等を現地で確認し、危険性の高い順に採択し、本申請をしていただきます。

※既に本年度の当該事業の事前調査を申し込まれ た方は調査対象外とします。

事前調査の申込期間

8月1日月~19日金(土、日、祝日を除く)

本申請予定戸数

1戸程度

※要件等がありますので、詳しくは市ホームページ をご覧いただくか、お問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

令和4年度 下水道排水設備工事 責任技術者試験

市の排水設備指定工事店として指定を受けるには、(公財)徳島県建設技術センターが実施する試験に合格し、「下水道排水設備工事責任技術者証」の交付を受けた者が専属していることが条件となります。

日時 10月30日(1) 13:30~15:30 場所 徳島健康科学総合センター1階 大会議室 申込期間 8月1日(1)~31日(水)

申込書配布場所

下水道課(市役所2階)、(公財)徳島県建 設技術センター、南部総合県民局県土整 備部(阿南庁舎)ほか

申し込み・問い合わせ (公財)徳島県建設技術センター ☎088-624-7950 〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209番地5

水道施設の調査に ご協力ください

水道施設の適正な管理と漏水等の復旧作業対応のため水道施設の現地調査を実施しますので、 ご協力をお願いします。

調查対象地区 阿南市全域

調查内容

- ▶道路内の水道管の埋設位置や弁栓類の調査
- ▶各戸の量水器の位置確認など

期間 8月1日(月)~12月28日(水まで(予定)

※調査員は調査業務従事者の証明書を携帯しています。ご不明な点がありましたらお尋ねください。

問い合わせ 水道課 ☎22-3295

節電対策のお願い

電力の需給のバランスを確保するため、政府から全国の皆さまに対して、7月1日から9月30日までの筋電が求められています。

日常生活に支障のない範囲で、照明やその他電気機器のご使用を控えるなど、電気の効率的な利用にご協力くださいますようお願いします。

▶節電の取組

エアコンは、無理のない範囲で設定温度を上げる。 不要な照明は消す。

テレビは省エネモードに設定する。

※詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁の省エネポータルサイトをご覧ください。

省エネポータルサイト (経済産業省資源エネルギー庁)



▶熱中症にご注意ください

屋内でも熱中症にかかる場合があります。 適切な室温管理や水分補給に留意いただくなど、十分にご注意ください。

特に、高齢の方や体調に不安のある方、病院や介護施設などにおいては、熱中症予防に留意し、無理のない範囲での省エネ・節電にご協力をお願いします。

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

令和3年度 阿南市中山間地域等直接支払事業の実施状況

令和3年度 中山間地域等直接支払交付金の交付状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定 により公表します。

1 集落協定

(1)協定数 28協定 (2)対象面積 14,254a (3)交付金額 31,633千円

生沒分	<u>↓</u> ↓ <u>4</u> 1‡	田		畑		立 仕 へ 短	主な共同取組活動の内容		
	対象面積(a)	急傾斜	小区画• 不整形	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	交付金額 (千円)	(農業生産活動、生産性・収益の向上、担い 手の定着等に関すること)	
金石	167	19			148		210	水路・農道等の管理	
細野	369	287			82		924	水路・農道等の管理	
熊谷	847	707		140			1,597	水路・農道等の管理	
成松・櫛ヶ谷	260	260					546	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
徳信	2,823	2,692		131			7,358	水路・農道等の管理、サポート体制の維持、 その他	
元信	1,390	1,265		62	63		3,369	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
海老川	1,070	1,029		18	23		2,204	水路・農道等の管理、鳥獣害対策	
秋山	138	92		20	26		242	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
友常	505	479		26			1,027	水路・農道等の管理	
清貞	562	510		36	16		1,120	水路・農道等の管理	
平川内	172	170			2		360	水路・農道等の管理	
生谷	242	242					509	水路・農道等の管理	
広重	289	216		72	1		513	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
東山	184	184					388	水路・農道等の管理	
船頭ヶ谷	1,201	1,201					2,884	水路・農道等の管理、鳥獣害対策	
八原毛	566	566					1,415	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
香	214	214					450	水路・農道等の管理	
平松•高瀬	180	180					378	水路・農道等の管理	
働々	946	907		39			1,945	水路・農道等の管理	
尻杭	333	248		85			589	水路・農道等の管理	
横尾谷	165	145			20		396	水路・農道等の管理	
長谷川	180	180					378	水路・農道等の管理	
長谷川東	111	111					234	水路・農道等の管理	
辺川	585	495			90		1,143	水路・農道等の管理、鳥獣害対策	
貝谷	283	278			5		590	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
赤崎	135	74			61		227	水路・農道等の管理	
茶畦	168	143		25			321	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	
壱升ヶ森	145	145					304	水路・農道等の管理、サポート体制の維持	

※面積は1a未満切り捨て、交付金額は千円未満切り捨ててあります。

2 個別協定

(1)協定数 1協定 (2)対象面積 10a (3)交付金額 21千円

◇中山間地域等直接支払事業とは、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山 間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備 に向けた前向きな取組等を推進することを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じた額を受け取ることが できる制度です。

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

平和を祈り1分間の黙とうを

昭和20年、広島と長崎に原爆が投下され、日本 は唯一の被爆国となり終戦を迎えました。

犠牲者のご冥福をお祈りし、核も戦争もない平和 な世界を願い、家庭や職場および地域で1分間の黙 とうをささげましょう。

> 広島 8月6日生 8:15 長崎 8月9日火 11:02 終戦 8月15日 (月) 12:00

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

上級救命講習の実施

消防署では、救急医療週間(9月4日(1)~10日(土)) に合わせて、上級救命講習を実施します。もしもの ときのために応急手当を学びませんか。

日時 9月4日(日)、11日(日)、18日(日) 9:00~18:00

場所 消防本部3階 ホール

対象 ▶市内在住の15歳以上の方

▶市内に勤務または在学の高校生以上の方

定員 60人(各日定員20人先着順で、定員になり 次第締め切ります。)

受付期間 8月1日月~12日金 8:30~17:15

講習内容 心肺蘇生法、AED使用方法など。講 習修了者には、修了証を交付します。

受講費 無料

感染防止対策

受講される方は、マスク着用など基本的な感染防 止対策をお願いします。また、新型コロナウイルス の感染状況により、中止となる場合があります。

申し込み・問い合わせ 消防署 ☎22-3847

全国瞬時警報システム (Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練を 実施します

Jアラートを利用した全国一斉情報伝達訓練が、 次の日程で実施されます。

本市では、これに併せて、防災行政無線とケーブ ルテレビの自主放送チャンネルでの訓練放送およ び、登録制メールによる試験配信を行います。ご家 庭等において、災害が起こった時の行動を再確認し ましょう。

訓練日時 8月10日 (水) 11:00 頃

※気象の状況等によって中止することがあります。

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

救急車の適正利用のお願い

近年全国的には、救急車の出動件数・搬送人数 はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間 も遅くなっています。

また、救急車で搬送された人の約半数が入院を 必要としない軽症という現状もあります。

本市では救急車のボディーに「救急車の適正利 用にご理解、ご協力お願いします」と表示し視覚に よる広報を行っています。

大切な家族、友人、仲間の命を守るために救急車 の適正利用をお願いします。





×100

問い合わせ 消防署 ☎22-3847

情報公開・個人情報保護制度の 施行状況の内容

令和3年度の施行状況は、次のとおりです。

開示件数+部分開示件数 公開率(%)= -

処理件数-不存在件数

情報公開・個人情報保護の施行状況(単位:件)

	開示請求	求 処理件数	処理の状況				公開率
	用小雨水		開示	部分開示	不開示	不存在	公開辛
情報公開	29	29	7	16	0	6	100%
個人情報	7	7	2	4	0	1	100%

問い合わせ 総務課 ☎22-3804